



SMILE SATELLITE

インボイス制度について



税理士法人
堀江会計事務所

経営のトータル・アドバイザー
ユアズブレン

目次 インボイスの概要編

- ・ インボイス制度とは
- ・ インボイスを発行するには
- ・ インボイスの登録申請手続き
- ・ 何をインボイスとするのか
- ・ インボイスに必要な記載事項

この動画は2023年4月24日現在の情報を基に作成しています。

インボイス制度とは

◆開始時期 **令和5年10月1日**

◆消費税の仕入税額控除の適用にはインボイスが必要。

買い手は、仕入税額控除の適用のために、

原則として売り手から交付を受けた

インボイス（適格請求書）の保存が必要となります。

インボイスがないと、買い手は仕入税額控除ができなくなります。
(払った消費税が控除できなくなる)

インボイスを発行するには

1. 消費税の課税事業者であること。
2. 事前に税務署に「適格請求書発行事業者の登録申請書」を提出し、「適格請求書発行事業者」となること。

上記1と2両方を満たした場合にインボイスを発行することが可能



免税事業者は、インボイスを発行できません。

消費税額 = 課税売上に
係る消費税額

課税仕入れに
係る消費税額



仕入れ税額控除

インボイスの
保存が必要

インボイスの登録申請手続き

◆インボイスを発行するには、インボイス発行事業者として事前に登録を受ける必要があります。

登録申請のスケジュール

登録申請手続きは
令和3年10月1日から
開始しています

令和5年9月30日までに登録申請手
続きが行われた場合は令和5年10月
1日を登録開始日として登録を受け
ることとなります。

令和3年10月1日

令和5年10月1日

インボイス制度の開始

何をインボイスとするのか

◆インボイス制度では、登録番号を記載したインボイスを売り手が交付する場合、売り手と買い手は、そのインボイス（売り手は写し）を7年間保存する必要があります。

◆インボイスには、決まったフォーマットは無く、必要な事項が記載された書類（請求書・納品書・受領書・レシート等）であれば、名称を問わず、また、手書きであってもインボイスに該当します。

何をインボイスとするのか

- ◆必要な事項が複数の書類に記載されていれば、複数の書類を合わせてインボイスとすることも可能です。
- ◆どの書類に記載事項を記載し、インボイスとして交付等するのは、事業者が決めます。

インボイス対応の準備として、どの書類をインボイスにするか事前検討が必要です。

何をインボイスとするのか

売り手・買い手別のインボイス対応のポイント

売り手	<p>◆実際の取引実態において、どの書類に登録番号を記載し、インボイスとするのが、<u>最も負担が少なく対応しやすいか等を社内で検討しておく。</u></p> <p>◆買い手もインボイスの保存が必要となるため、<u>事前に何をインボイスとして交付するか説明しておく事</u>が望ましい。</p>
買い手	<p>◆仕入税額控除を適用する為には、インボイスの保存が必要となるので、<u>どの書類がインボイスに該当するか、インボイス導入前に売り手に確認しておくこと</u>が望ましい。</p>

インボイスに必要な記載事項

【現行の区分記載請求書等保存方式】

※ インボイス制度までの4年間における暫定的な仕入税額控除方式

～令和5年9月

【イメージ】

請求書	
〇〇株式会社	株式会社△△
●年■月分 請求金額	43,600円
■月1日 割りばし	550円
■月3日 牛 肉 ※	5,400円
合 計	43,600円
(10%対象 22,000円)	
(8%対象 21,600円)	
※は軽減税率対象	

【記載事項】

- ① 請求書発行者の氏名又は名称
- ② 取引年月日
- ③ 取引の内容
- ④ 税率ごとに区分して合計した対価の額（税込）
- ⑤ 軽減税率の対象品目である旨
- ⑥ 請求書受領者の氏名又は名称



【インボイス制度】

令和5年10月～

【イメージ】

請求書	
〇〇株式会社	株式会社△△ (T1234...)
●年■月分 請求金額	43,600円
■月1日 割りばし	550円
■月3日 牛 肉 ※	5,400円
合 計	43,600円
10%対象 22,000円 内税	2,000円
8%対象 21,600円 内税	1,600円
※は軽減税率対象	

【記載事項】

区分記載請求書に以下の事項が追加されたもの

- ① 登録番号
《課税事業者のみ登録可》
- ② 適用税率
- ③ 消費税額

※ 不特定多数の者に対して販売等を行う小売業、飲食店業、タクシー業等に係る取引については、インボイスに代えて、簡易インボイスを交付することが可能（詳しくは参考資料2参照）。

現在の請求書や領収書に不足する項目を追加する事で対応可能です

(ポイント)

- 受領した請求書に④・⑤の事項がなければ自ら“追記”が可能
- 免税事業者でも発行可能
- 区分記載請求書の“交付義務”はありません

(ポイント)

- 交付するインボイスは、これまでの請求書や領収書に記載事項を追加するイメージ（受領者による“追記”は不可）
- 免税事業者は発行不可（発行するには課税事業者となり税務署長の登録を受ける必要）
- 登録した事業者は、買手の求めに応じてインボイスの交付義務・写しの保存義務が発生します

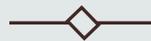
出典：国税庁オンライン説明会資料

SMILE SATELLITE



税理士法人

堀江会計事務所



経営のトータル・アドバイザー
ユアーズブレン